

警備業法に基づく標識の掲示について

警備業法第6条（標識の掲示義務等）に基づき標識を掲示いたします。

警備業者

認定をした公安委員会	秋田県 公安委員会
認定の番号	第 23000066 号
有効期間	令和 5 年 11 月 24 日から 令和 10 年 11 月 23 日まで
氏名又は名称	株式会社 エイビック
所在地	秋田県秋田市東通観音前7-3